

デジタル・ガバメントの取組状況について

～ワンストップサービスの実現に向けて～



平成30年11月1日

内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室

①「デジタル・ガバメント実行計画」の決定（主要施策）

（1）添付書類の撤廃

- 添付書類を一括して撤廃するための**法案の作成**。
- 行政機関同士の**情報連携**等により、添付書類を撤廃するシステムの整備。



（2）オンライン化の徹底

- 現状、13%（※）しか進んでいないオンライン化の実施を徹底させるため、

① **本人確認手法の見直し（対面、押印、証明書類の提出など、全体としてあり方を検討）**。

② 制度やこれまでの行政事務の慣習を1から見直す **「業務改革（BPR）」**の推進。

※全体46,385手続のうち5,944手続 ※件数ベースでは73%



（3）複数手続のワンストップでの処理

- 引越し、介護、死亡・相続、などのライフイベントの際の煩雑な各手続をワンストップ化。
（例）引越しの際の、「年金や健康保険の住所変更届」や「自動車の変更登録」などの諸手続をワンストップで実施できるシステム連携等の可能性を検討する。

②各府省に対する「中長期計画」策定の義務付け

- 上記の政策の実効性を高めるため、各府省の取組とスケジュールを明記した、**「中長期計画」の策定を義務付け**。
- 各府省庁は、**本年上半期**までを目途に計画を策定。（平成30年6月29日策定済）

子育て

子育てワンストップサービス(マイナポータルの「ぴったりサービス」)

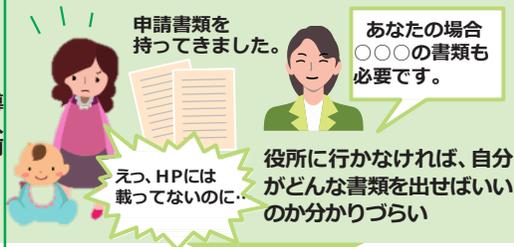
- ・ H29.7.18からサービス検索を開始（まずは子育て関連サービスから）。
- ・ H29.10.7からマイナンバーカードを活用した署名付き電子申請も開始。利用者は役所に出向くことなくオンライン申請が可能。
- ・ プッシュ型のお知らせを電子で受け取ることができる。

1

サービス検索

手続に必要な書類を確認

導入前



導入後



住民 確認したいサービスを簡単に検索できる

自治体 窓口で受け付ける作業負担を減らすことができる

2

簡単オンライン申請

自宅のパソコン等から手続を申請



住民 いつでもオンライン申請ができる

自治体 書面様式から手入力でシステムへ入力する作業負担を減らすことができる

3

プッシュ型お知らせ

自治体からプッシュ型でお知らせ



住民 お知らせをいつでも便利に確認することができる

自治体 書類作成や郵送コストを削減できる

子育てワンストップサービス電子申請対象手続

制度	所管府省	子育てワンストップサービスで提供するサービス				備考
		オンライン申請	実施時期	お知らせ機能	実施時期	
児童手当	○内閣府 子ども・子育て本部 児童手当管理室	児童手当の受給資格及び児童手当の額についての認定の請求	H29.7~	児童手当の受給資格及び児童手当の額についての認定の請求に係る補正等の連絡及び結果通知	H29.7~	添付書類は、スキャンしたデータや、スマートフォン等で撮影した写真を添付可能とする機能を提供。 ただし、オンライン申請の添付ファイルになじまない添付書類については、別途郵送や来所による提出を行う想定。
		児童手当の額の改定の請求及び届出	H29.7~	児童手当の額の改定の請求及び届出に係る補正等の連絡及び結果通知	H29.7~	
		氏名変更／住所変更等の届出	H29.7~			
		受給事由消滅の届出	H29.7~			
		未支払の児童手当の請求	H29.7~	未支払の児童手当の請求に係る補正等の連絡及び結果通知	H29.7~	
		児童手当に係る寄附の申出	H29.7~			
		児童手当に係る寄附変更等の申出	H29.7~			
		受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	H29.7~			
保育	○内閣府 子ども・子育て本部 ○厚生労働省 子ども家庭局 保育課	支給認定申請書※1	H29.9~	※2		添付書類は、スキャンしたデータや、スマートフォン等で撮影した写真を添付可能とする機能を提供。 ただし、オンライン申請の添付ファイルになじまない添付書類については、別途郵送や来所による提出を行う想定。 就労証明書については、電子的に入力可能な様式を提供予定。
		保育施設等利用申込書	H29.9~			
		保育施設等の現況届	H29.9~	現況届の提出時期の通知	H29.9~	
				募集要項の公表などHPの更新の通知	H29.9~	
ひとり親支援	○厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課	児童扶養手当の現況届の事前送信	H30.7~	現況届の提出時期の通知	H30.5~	添付書類は、スキャンしたデータや、スマートフォン等で撮影した写真を添付可能とする機能を提供。 ただし、オンライン申請の添付ファイルになじまない添付書類については、別途来所による提出を行う想定。
		母子保健	○厚生労働省 子ども家庭局 母子保健課 (妊娠の届出、健診) 健康局健康課 予防接種室 (予防接種)	妊娠の届出	H29.7~	
妊婦健診の勧奨の通知	H29.7~					
アンケート機能を活用した効率的な面談の調整を可能とする	H29.7~					
子供の月齢/年齢に応じた健診情報を通知	H29.7~					
		子供の年齢等に応じた予防接種情報を通知	H29.7~			

※1 保育に係る支給認定申請において、1号・2号・3号の各認定申請を同一様式で行うこととしている地方公共団体であって、電子申請においても同様に同一様式（申請フォーム）で行う場合は、1～3号のいずれの認定申請も対象手続とすることができる。

※2 お知らせ機能は、国の法令又は地方公共団体の条例に基づきマイナンバーを利用することが可能な事務である必要があるが、それ以外の制約は特にないため、上述以外の事務についても積極的に検討。

子育てワンストップサービス(ぴったりサービス)の対応状況

・インターネットで手続きの検索・比較が可能（一部は様式の印刷まで可能） (H30.10.1時点)

	児童手当	保育	ひとり親支援	母子保健
市区町村数 (人口 カバー率)	延べ1,545団体(97.2%)			
	1,537団体 (94.9%)	1,504団体 (94.7%)	1,462団体 (93.2%)	1,483団体 (94.0%)

・電子申請が可能 (H30.9.28時点)

	児童手当	保育	ひとり親支援	母子保健
市区町村数 (人口 カバー率)	実施済：延べ883団体（66.0%）			
	～H30年度12月末：延べ942団体（72.5%）（予定）			
	H31年1月以降～：延べ1,337団体（92.3%）（予定）			
実施済	839団体 (62.8%)	542団体 (35.9%)	314団体 (19.9%)	585団体 (35.9%)

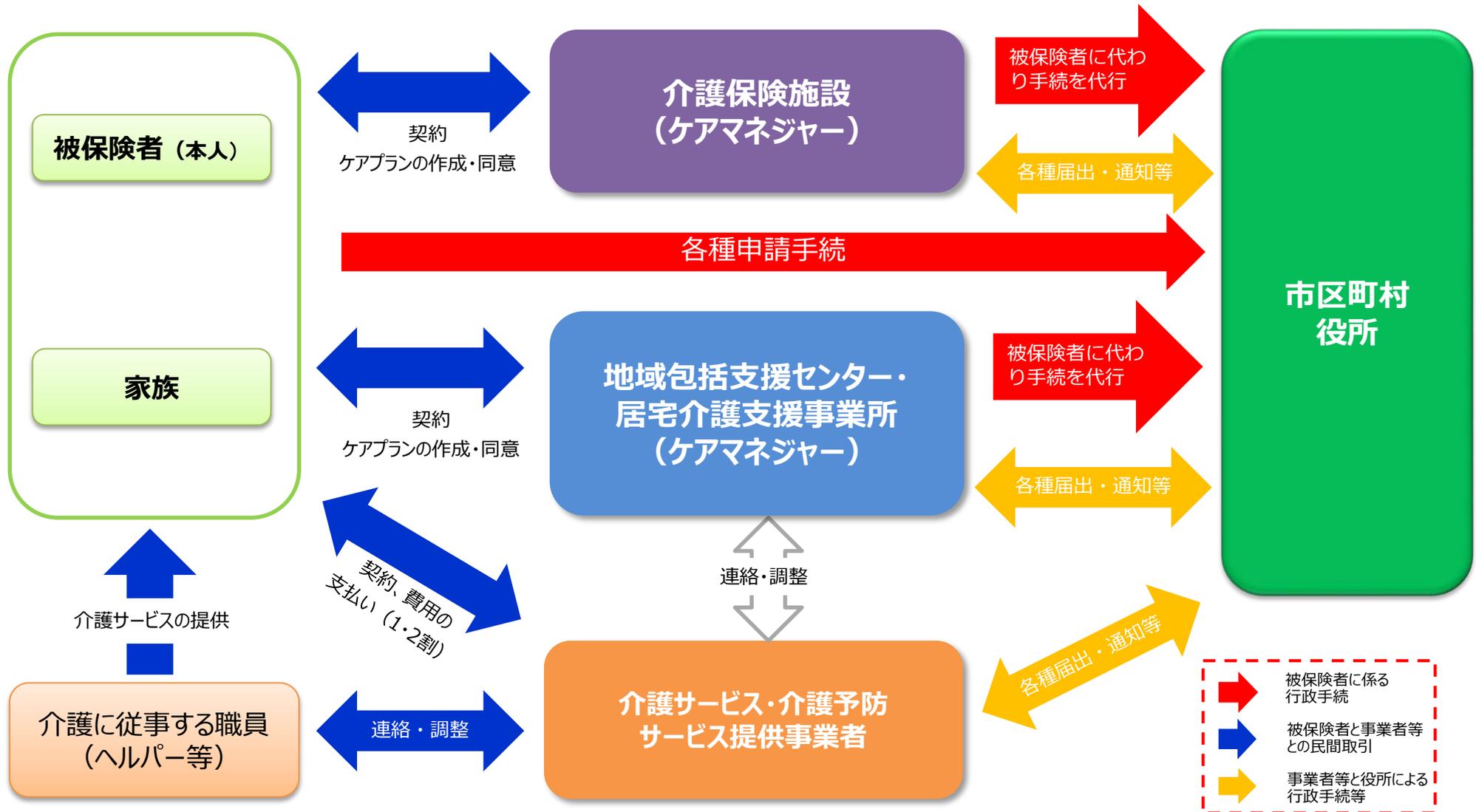
※ 「ぴったりサービスの取組状況に関するフォローアップ(第2回)」の回答を集計したもの

※ 各自治体の対応状況は子育てワンストップサービス(ぴったりサービス)トップページにて確認可

介護

介護サービス利用に伴う関係者整理

- 市区町村役所・ケアマネジャー・介護サービス事業者・ヘルパーなど、サービス利用に際しては複数の関係者が存在
- 本検討では、被保険者に係る行政手続（赤矢印）のオンライン化を検討



介護保険の主な手続とその特徴

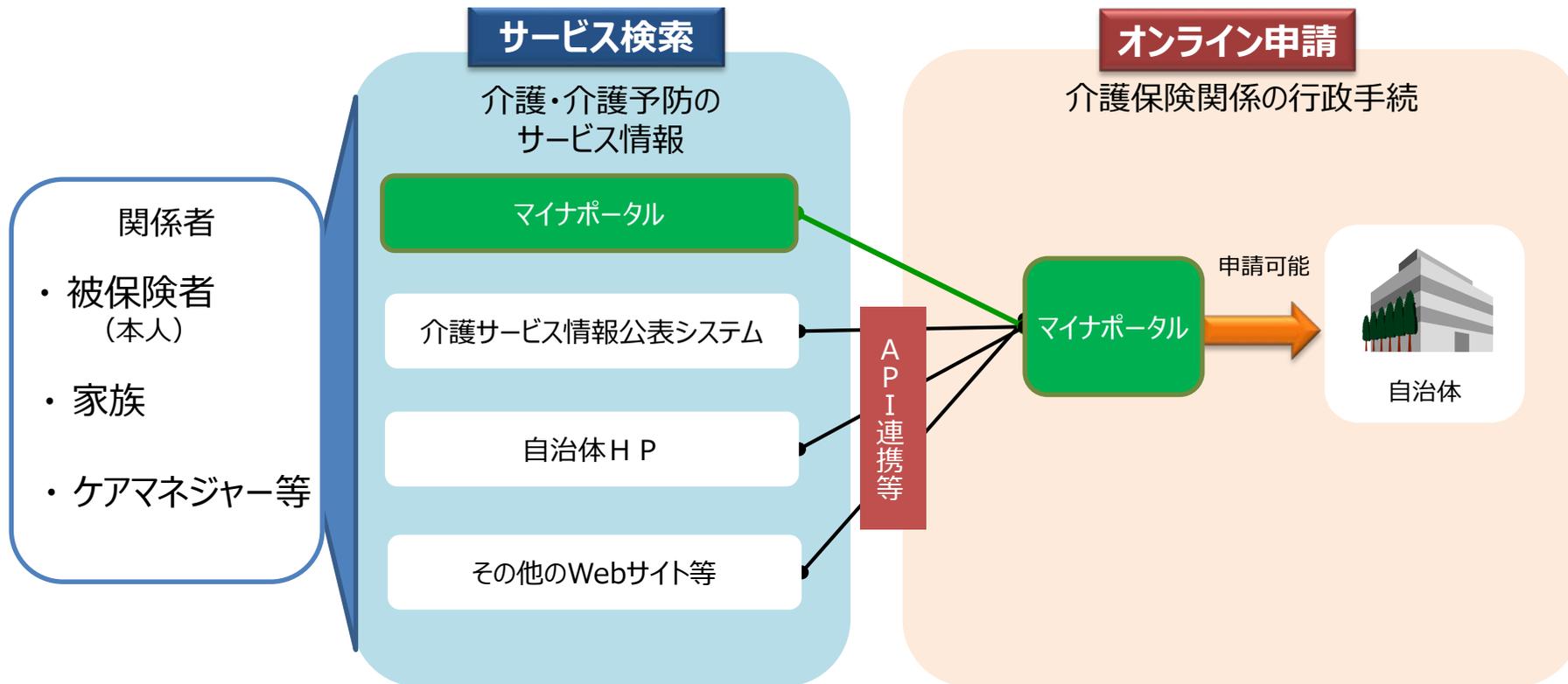
手続のオンライン化を検討するに当たって、介護保険を利用する場合の主な手続（[申請者数が多い手続](#)（申請件数が概ね年間10万件以上））の特徴を整理すると以下のとおり。

	対象手続	手続の特徴	備考
①	要介護・要支援認定申請（新規・更新・区分変更）	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象者数が多い ● 定期的に更新申請が発生（12ヶ月が多い） ● ケアマネ等の事業者による申請が多い ● 申請時に被保険者証の添付が必要 ● 被保険者証に要介護度等の記入欄あり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 要介護・要支援の申請件数 新規：186万件、更新：340万件、区分変更：41万件
②	居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象者数が多い ● ケアマネ等の事業者により手続の支援をしている ● 申請時に被保険者証の添付が必要 ● 被保険者証に居宅介護支援事業所名称等の記入欄あり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請件数：10万件以上（自治体調査結果より推計）
③ ④	負担割合証の再交付申請 被保険者証の再交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者証・負担割合証は各種手続で添付が求められる ● 独居の方など紛失しやすく繰り返し再交付申請される ● 紛失の場合を除き汚損等した被保険者証の添付が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請件数：10万件以上（自治体調査結果より推計）
⑤	高額介護（予防）サービス費の支給申請	<ul style="list-style-type: none"> ● 1度申請すれば以降は申請不要 ● 自治体より対象者宛に申請書が郵送され返送する方法が一般的 	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請件数：10万件以上
⑥	介護保険負担限度額認定申請	<ul style="list-style-type: none"> ● 適用を受けるためには、1年に1度申請が必要 ● 本人・配偶者の預貯金、有価証券、借用証書など資産勘案の対象となる預貯金の通帳等のコピーが必要 ● 申請時に被保険者証の添付が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請件数：10万件以上
⑦	居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請	<ul style="list-style-type: none"> ● 用具等の販売事業者への委任が多い ● 当該福祉用具のパンフレット等の他、領収証が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請件数：居宅介護 35万件、介護予防 14万件（※給付件数を記載）
⑧	居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅改修の事業者への委任が多い ● 住宅改修の予定の状態が確認できる物等の他、領収証が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請件数：居宅介護 29万件、介護予防 18万件（※給付件数を記載）

介護ワンストップサービスのイメージ

介護や介護予防のために必要な行政手続を含むサービス情報のWebサイト上での検索・申請を実現（イメージ）

※子育てワンストップサービスで自治体との接続基盤であるマイナポータル「サービス検索・電子申請機能」を活用した場合のイメージ



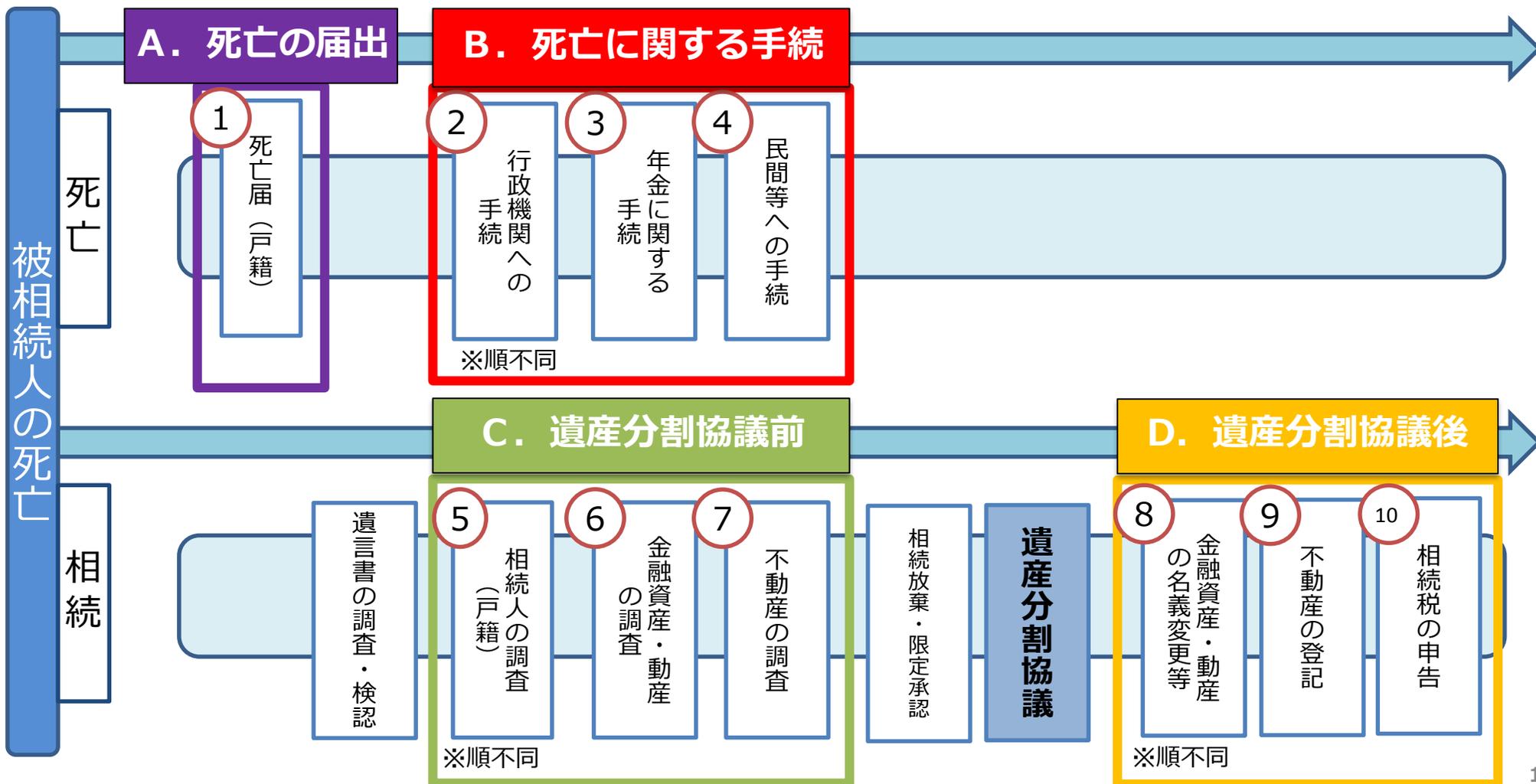
被保険者を中心とした行政手続のオンライン化を契機に、中長期的には自治体の業務改革や介護事業者等と自治体との手続のオンライン化につなげることが重要

平成30年12月までに、オンライン化の具体的な方法等に関する地方公共団体向けガイドライン等を発出した上で、今年度中に可能な手続から順次ワンストップサービスを開始する。

死亡・相続

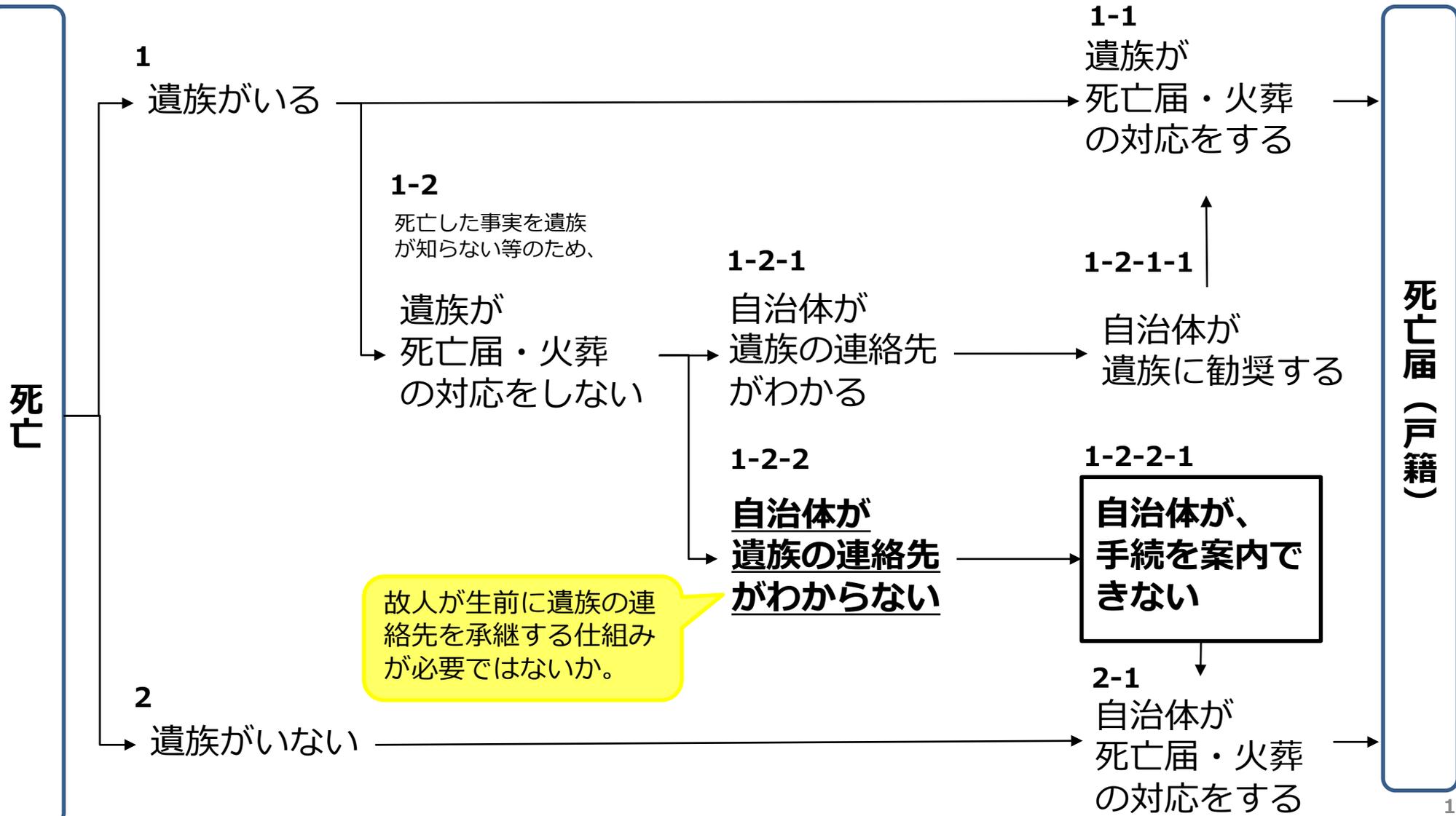
「死亡・相続」の主な手続

- ・「死亡」の手続は、死亡届の提出ののち、その後の手続に進む。
- ・「相続」の手続は、遺産分割協議（相続人全員の合意）の前後で局面が分かれる。



死亡手続における問題の所在 (A. 死亡届)

A. 死亡届



死亡手続における問題の所在 (B. 死亡に関する手続)

B. 死亡に関する手続

【前提】死亡に関する手続は、生涯で繰り返し発生するものではなく遺族は不慣れ

死亡届 (戸籍)

1 遺族が手続の存在を知っている

行政手続の見直し (簡素化等) が必要ではないか。

死亡届の際に、手続の存在の案内が必要ではないか。

2 遺族が手続の存在を知らない

1-1 遺族が故人の属性等を知っている

故人が生前に属性等の情報を承継する仕組みが必要ではないか。

1-2 遺族が故人の属性等知らない

1-1-1 遺族が必要な手続や書類を理解

申請書への記入負担軽減の仕組みが必要ではないか。

1-1-2 遺族が必要な手続や書類を失念

必要な手続を容易に確認できる仕組みが必要ではないか。

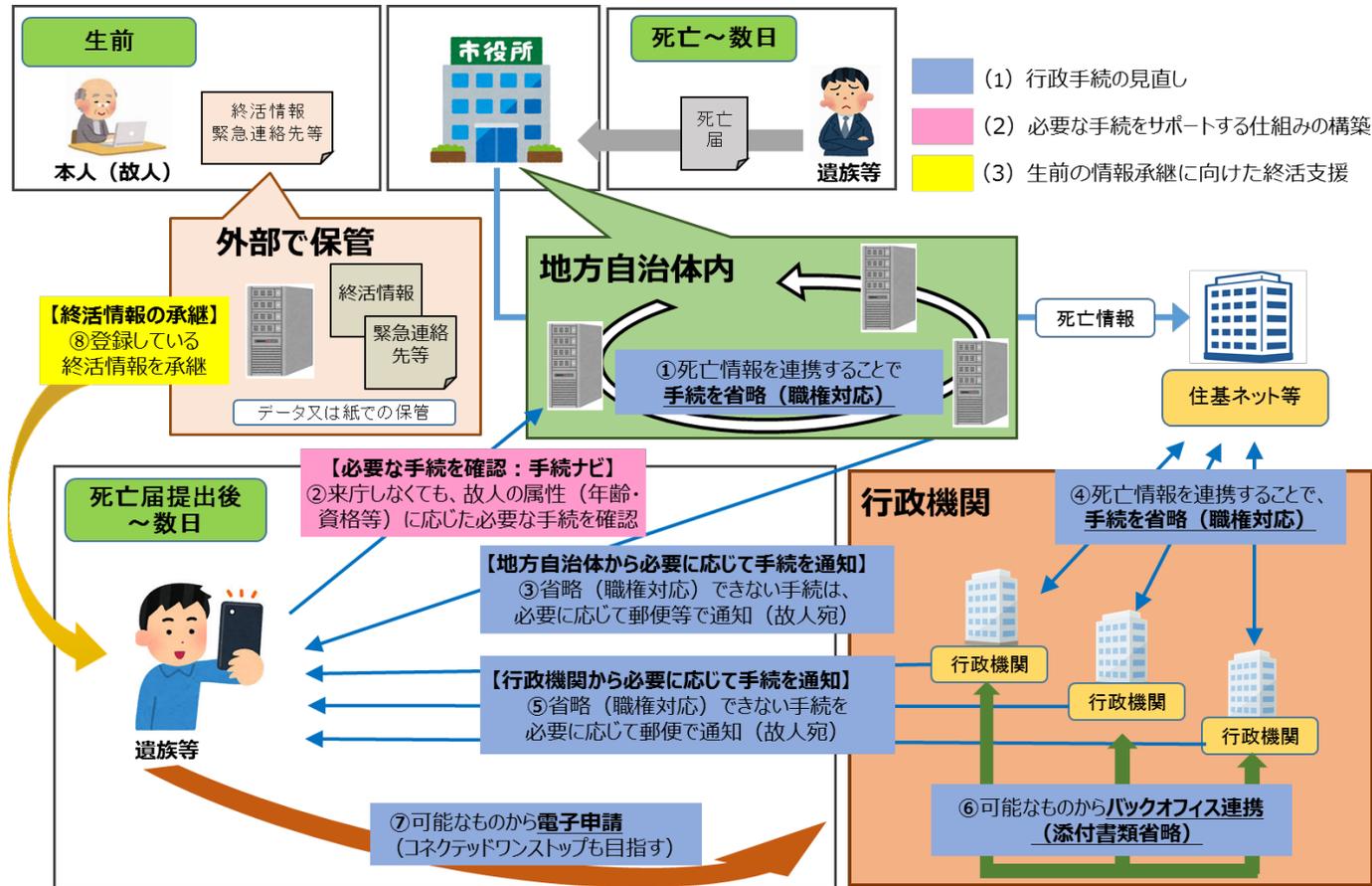
複数の手続があると

氏名・住所・口座情報等、**同様の項目を何度も記入**

手続の漏れや必要書類の不備により**手続を繰り返す**

ソリューションイメージ（主に死亡に係る行政手続）

- 主に死亡に係る行政手続に関して、（1）行政手続の見直し、（2）必要な手続をサポートする仕組みの構築、（3）生前の情報承継に向けた終活支援、における将来的なソリューションイメージを示したもの。
- 手続単位の対応や具体的な仕組みについては、平成30年度末までに制度所管省庁等と調整のうえ確定する。



平成30年度中にロードマップ等を取りまとめ、平成31年度から、必要に応じて制度改正等を行い、順次サービスを開始する。

引越し

引越しに伴う主な手続の流れ

フェーズ	引越し先の検討	引越し業者の検討	引越しの準備 	引越し当日 	引越し先での対応 
行動	<ul style="list-style-type: none"> 物件探し  <ul style="list-style-type: none"> - サイトで候補検索 - 家族に相談 物件の下見@現地 物件の契約@不動産屋 	<ul style="list-style-type: none"> 引越し業者探し  <ul style="list-style-type: none"> - サイトで一括見積 - 各社に問合せ 	<ul style="list-style-type: none"> 荷造り 不用品の処分 新居のための家具等の購入 引越し前の各種手続  	<ul style="list-style-type: none"> 荷物の搬出入 新居への移動 ライフラインの使用開始 近所への挨拶 	<ul style="list-style-type: none"> 荷解き 新しい家具等の設置 引越し後の各種手続 
引越し関係の手続 (行政)			<ul style="list-style-type: none"> 転出届 印鑑登録の廃止 国民健康保険の資格喪失 介護保険の資格喪失 児童手当受給事由消滅届 後期高齢者医療制度の資格喪失 公立の学校の転校 (転出) 		<ul style="list-style-type: none"> 転入届 マイナンバーカードの住所変更 印鑑登録 国民健康保険の資格取得 介護保険の資格取得 国民年金の住所変更 児童手当認定請求書 後期高齢者医療制度の資格取得 犬の登録事項変更届 公立の学校の転校 (転入) 運転免許証の住所変更 車庫証明の住所変更 自動車の変更登録 自動車検査証の記載事項の変更 自動車税の住所変更
引越し関係の手続 (民間)			<ul style="list-style-type: none"> 電気の使用停止 ガスの使用停止 水道の使用停止 インターネット回線の住所変更 郵便の転送届 宅急便の転送届 	<ul style="list-style-type: none"> 電気の利用開始 ガスの利用開始 水道の利用開始 	<ul style="list-style-type: none"> 銀行口座の住所変更 証券口座の住所変更 クレジットカードの住所変更 生命保険の住所変更 自動車保険の住所変更 火災・地震保険の住所変更 携帯電話の住所変更 インターネットプロバイダの住所変更 NHK受信料の住所変更 JAFの住所変更

引越しに伴う主な手続についての課題とソリューション案

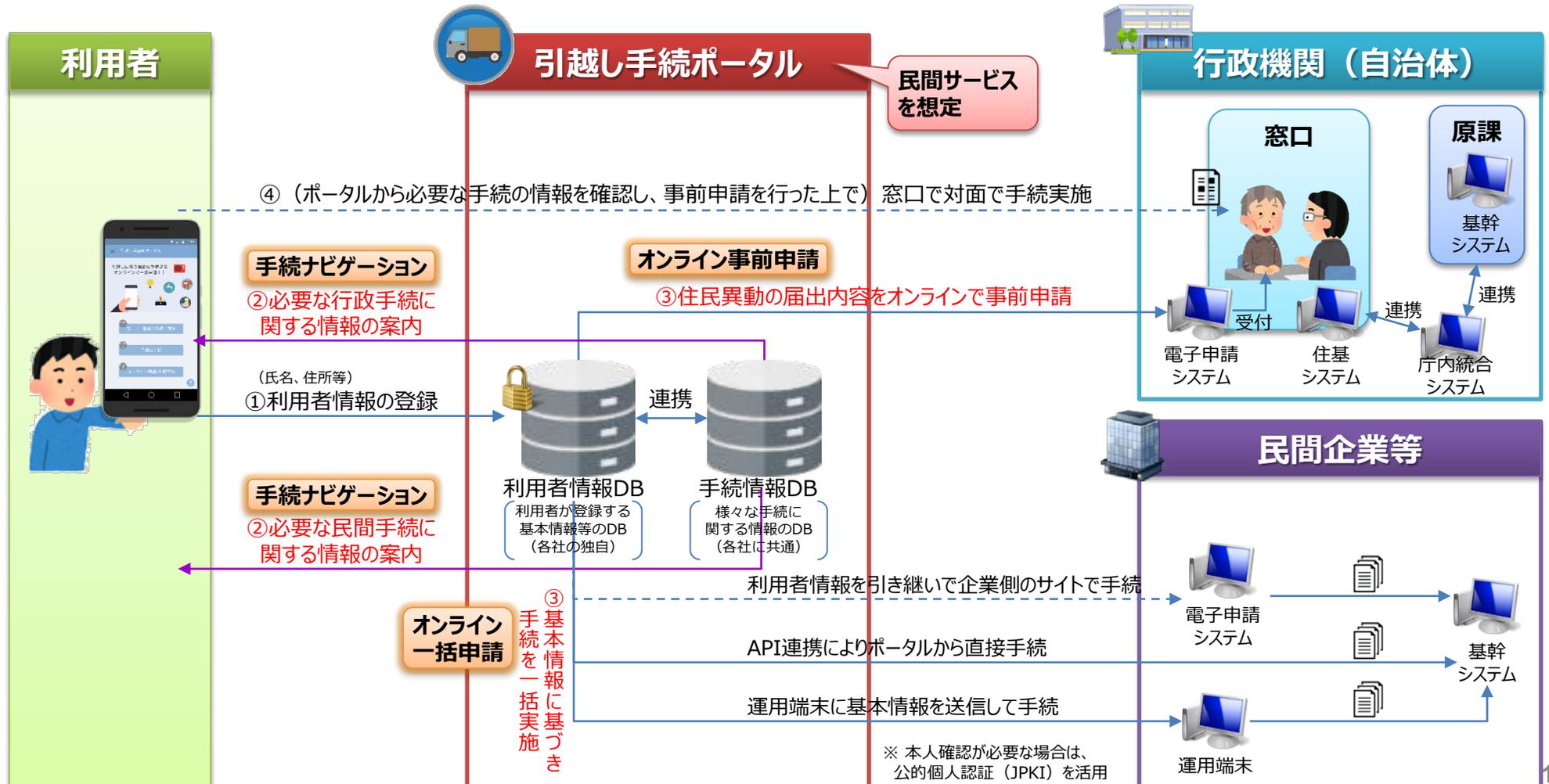
	本人が手続を知らない 場合には・・・	本人が手続を知っている 場合でも・・・	
<p>引越し関係の 手続（行政）</p> <p>【特徴】 マイナンバーカードの書き換え等、必ず窓口で行う必要がある手続が一部ある</p>	<p>○手続きの数が多く、生涯に何度もある手続きではないため、 ①手続の存在自体を知らない ②手続の存在自体を知っていても、手続に必要な書類や申請の期限等を知らない 事態が想定される</p> <p>↓</p>	<p>○申請に添付書類が必要 ○複数の窓口と同様の項目の届出が必要な場合がある ○窓口が混雑、手続に時間がかかる</p> <p>↓</p> <p>窓口に来ても、 一度でパツと終わらない</p>	<p>Ⅱ オンライン 事前申請</p> <p>→手続をまとめて事前申請</p>
<p>引越し関係の 手続（民間）</p> <p>【特徴】 窓口で行う必要がある手続はほぼない。</p>	<p>手続の申請漏れの発生</p> <p>↓</p> <p>・本人に不利益 ・民間事業者等は、契約管理コストが発生</p>	<p>○同様の情報（旧住所と新住所等）を各社に届出する必要がある。</p> <p>↓</p> <p>何度も同じことを書いて、 届出をする必要がある</p>	<p>Ⅲ オンライン 一括申請</p> <p>→手続をまとめて申請</p>
	<p>I 手続ナビゲーション</p> <p>→手続の概要を案内</p>		

* 上記の課題のほか、組織間の情報連携（バックオフィス連携）による手続の省略や簡素化、添付書類・対面の必要性の見直し、申請様式・データフォーマットの標準化等、中長期的に取り組む課題もある。

▶ 平成30年度中にロードマップ等を取りまとめ、平成31年度から順次サービスを開始する。

短期的に実現を目指す引越しワンストップサービスのイメージ

- 引越しワンストップサービスの実現に向けて、各種手続への案内・誘導機能を備えた引越し手続ポータルを民間事業者により構築することを想定。
- 利用者はポータルに利用者情報を登録することで、必要な手続に関する情報を事前に案内される。
行政手続については、住民異動届の届出内容をオンラインで事前申請することにより、窓口での手続を簡素化する。
民間手続については、ポータルに登録した情報をもとに手続を一括で進める。



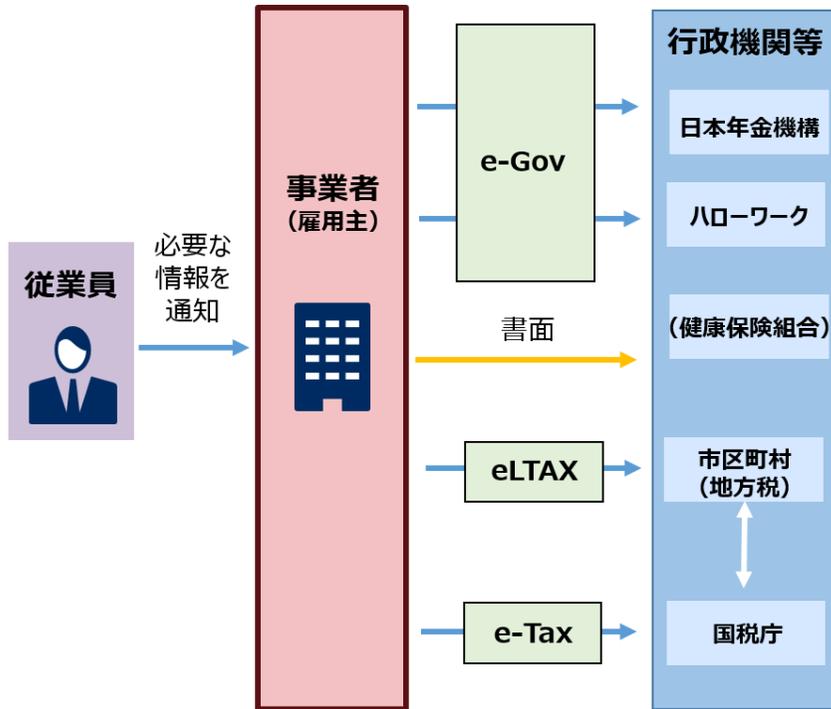
社会保険・税

ステップ1：手続の見直し（オンライン・ワンストップ化）

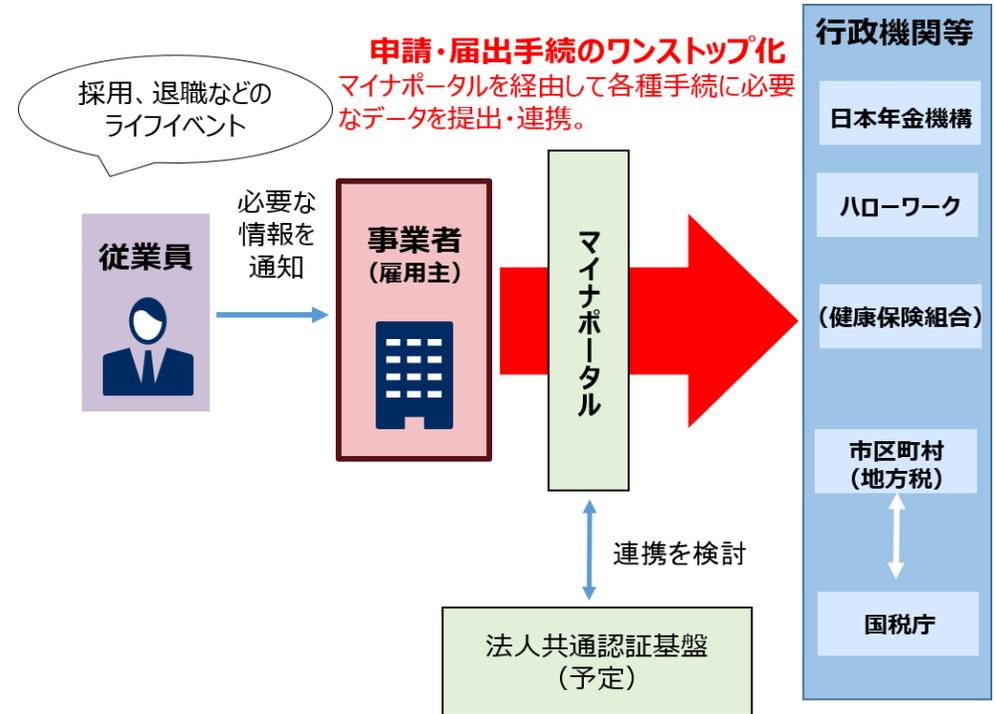
- 各種申請・届出手続をマイナポータルからオンライン・ワンストップで実施できるサービスを平成32年度から順次開始できるように検討を進める。具体的な対象手続等は関係府省の状況等も踏まえ、精査の上、決定する。
- 現在、手続ごとに必要な情報の提供を求めているが、申請・届出手続のオンライン・ワンストップ化を行い、マイナポータルを通じて各種手続に必要なデータを行政機関等のシステムに連携。

<現状>

手続ごとに必要な情報の提供を求める



<今後目指すべき2020年度実現イメージ>

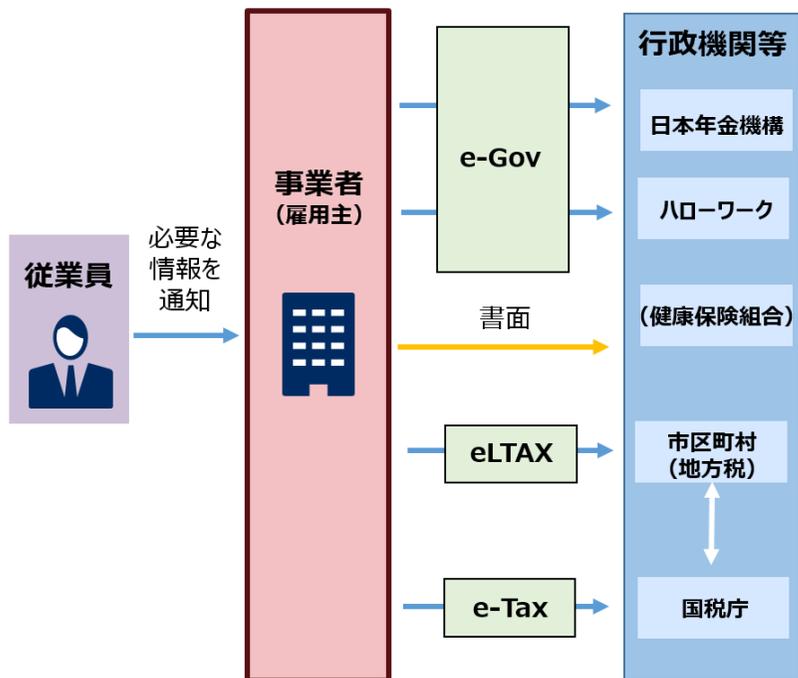


ステップ2：企業が有する従業員情報の新しい提出方法に係る構想（ワンスオンリー化等）

- オンライン・ワンストップ化の成果も踏まえた上で、より一層の企業の負担軽減・行政事務の効率化を図るため、例えば、申請者がクラウドに一度届出情報を登録すれば、極力重複して情報を登録しなくて済むようにするワンスオンリー化等の従業員情報の新しい提出方法に係る構想を推進することが必要。
- 具体的には、
 - ① 政府が認定したクラウド等に、企業が必要なタイミングで提出すべきデータを保管
 - ② 各行政機関等は、必要に応じて当該データを直接又はマイナポータル経由で参照し、必要な情報を取得
- 実施に当たっては、認定クラウド等に求める要件の精査等の技術的課題の洗い出し及び整理、対応する各行政機関等におけるBPRの徹底、当該提出方法と申請主義との関係等の法的検討も必要となるため、長期的な視野を踏まえて取り組むことが必要。

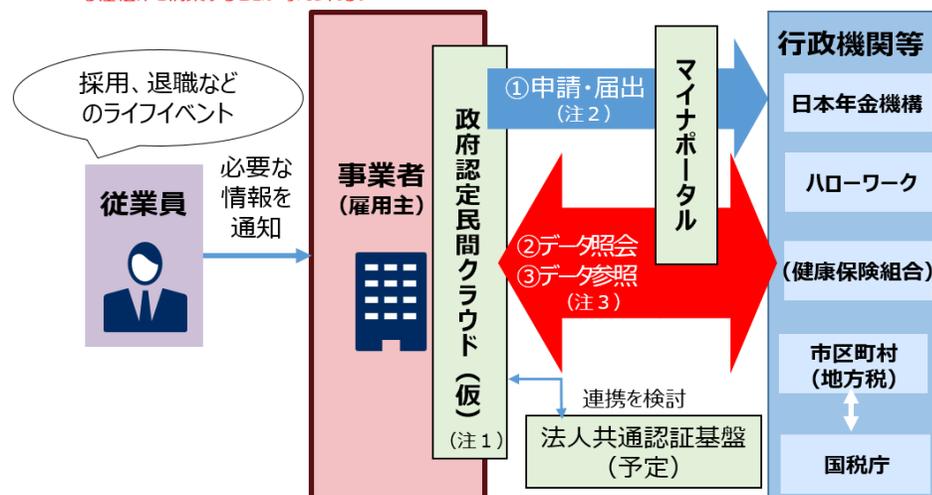
<現状>

手続ごとに必要な情報の提供を求める



<今後目指すべき実現イメージ>

例えば、企業から各行政機関等に対し、届書、添付書類、調査類等より情報をそれぞれ提出させることに代えて、認定クラウド等（注1）に必要なデータを保管し、当該届出等が整った事実及びその提出意思を行政機関等に伝える旨のフラグを送信（注2）し、行政機関等がその整理された情報を参照・取得（注3）する仕組みを構築することが考えられる。



- (注1) 「認定クラウド等」とは、政府が認定を行う民間クラウドサービスのほか、大企業のデータセンター等も想定しており、認定後、企業が有する従業員情報の提供に使用できるものとする。
- (注2) 認定クラウド等の該当データに対し各届書等に必要の提出事項が整った事実及び提出意思がある旨を行政機関等に伝えるフラグを立て、フラグを立てた旨をマイナポータルに送信することをイメージ。
- (注3) 各行政機関等が照会・参照可能な情報は、法令に基づき提出を受けている届出書、添付書類、調査類等で取得している情報の範囲内。行政機関等が政府認定クラウドから直接情報を参照・取得する仕組みとするか、マイナポータルを経由させる仕組みとするかは、今後検討していく。

企業が行う従業員の社会保険・税手続きのオンライン・ワンストップ化等の推進に係る課題の中間整理の概要

(平成30年10月19日 IT総合戦略本部第3回デジタル・ガバメント分科会 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室報告)

施策概要

○企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続きについて、企業の負担軽減・生産性向上及び行政事務の効率化に寄与するため、①マイナポータルを通じたオンライン・ワンストップ化を図るとともに、②従業員情報の新しい提出方法に係る構想を推進

対象手続

○対象手続は、以下の3つの観点から抽出し、関係省庁の各システムの状況及びBPRの進捗等も踏まえつつ具体的なワンストップ化の方策等を検討。
①社会保険（年金保険、健康保険及び雇用保険）及び税務に関する手続
②従業員にライフイベントが発生することに伴い必要となる手続
③根拠法令において、企業が手続主体として定められている、又は、従業員等個人が企業を経由して行うこととされている手続

オンライン・ワンストップ化の実現イメージ

○企業はソフトウェアベンダ等の民間事業者のサービスを利用し、必要な届出データを作成し、マイナポータルに当該データを送信する（一括送信）。複数手続を行う際には、共通項目は一度の入力で済むようにする（共通項目化）。
○マイナポータルは、当該申請等情報について、手続ごとにデータを形成し、各行政機関等システムに情報を送信する。

実現に向けて検討すべき課題

①情報項目、提出期限及び添付書類

オンライン申請窓口が独立して存在し、各手続の共通項目も重複記載が必要。

②本人確認等

オンライン・ワンストップ化における本人確認等の方法の検討が必要。

③マイナポータルとのAPI連携

オンライン申請窓口がそれぞれAPI等を公開、そもそも公開を実施していない手続も存在。

④他の施策との関係性

法人設立手続ワンストップや社会保険のID/PW化との整理が必要。

検討の方向性

①オンライン・ワンストップ手続のメニューを作成し、必要な情報項目・添付書類等を整理・決定。

②個別の各手続に必要な本人確認等の方法を整理のうえ、オンライン・ワンストップ時の本人確認等の方法を決定。

③マイナポータルにおいて、一括送信機能を持つAPI、必要な情報項目に係る情報提供を行うAPIを提供。

④マイナポータルにおいて両施策と共通的なAPIを提供。

従業員情報の新しい提出方法に係る構想

○オンライン・ワンストップ化の成果も踏まえた上で、一層の企業の負担軽減等を図るため、従業員情報の新しい提出方法の構想を推進する。
○実現には、技術面、法制的な課題があり、今後、これらを整理し、実現可能性を含めた検証を十分に行いつつ、検討を進める。

今後のスケジュール

○オンライン・ワンストップ化は、平成32年度中の開始に向けて取組を推進。具体的な時期は、課題の検討状況を踏まえて決定。手続は順次拡大。
○従業員情報の新しい提出方法の構想は、平成30年度中にロードマップを策定し、以降順次、実現に向けて積極的なBPRや法的課題の整理・対応に一体となって取り組む。